

令和7年度 事業計画書



みよし社協キャラクター「福ろう」



社会福祉
法人

三次市社会福祉協議会

目 次

事業方針	1
重点目標	2
具体的事業計画	
1. 法人運営の取り組み	
組織体制を強化する取り組み	4
財政を健全化する取り組み	5
役職員を育成する取り組み	5
その他	6
2. 地域福祉事業	
生活支援体制整備事業	7
三次市生活サポート事業	7
はるかぜネット事業	8
ふれあい・いきいきサロン事業	8
地区社協活動支援事業	8
地区社協活動助成事業	9
ボランティアセンター事業	9
被災者生活サポートボラネット事業	9
福祉教育活動推進事業	10
3. 権利擁護などの相談と支援	
ふれあい福祉相談事業	11
生活福祉資金貸付相談事業	13
民生資金貸付事業	14
生活サポートセンター事業	14
老人介護支援センターの運営	15
民生委員児童委員活動との連携	16
福祉・介護人材の確保・育成・定着の推進	16
社会福祉団体の支援	16
4. 福祉サービス事業	
居宅介護支援事業	17
訪問介護事業	17
地域密着型通所介護事業	18
介護老人福祉施設	18
短期入所生活介護事業	18

要介護認定訪問調査	1 8
居宅介護事業	1 9
重度訪問介護事業	1 9
同行援護事業	1 9
「食」の自立支援事業	2 0
軽度生活援助事業	2 0
認知症高齢者生活援助事業	2 0
産前・産後ヘルパー派遣事業	2 1
移動支援事業	2 1
5. 地域包括支援センター事業	
総合相談事業	2 2
権利擁護事業	2 2
包括的継続的ケアマネジメント	2 3
認知症対策	2 3
指定介護予防支援事業	2 4
6. 障害者支援センター事業	
基幹相談支援センター事業	2 5
総合相談支援	2 6
障害支援区分認定調査	2 6
相談支援事業	2 7
7. 地域生活支援（障がい者自立支援）事業	
要約筆記奉仕員・手話通訳者派遣事業	2 8
点字・声の広報等発行事業	2 8
手話・点訳・要約筆記・録音ボランティア養成事業	2 8
8. 各種福祉サービス	
障害者福祉事業	2 9
福祉用具短期貸出	2 9
甲奴健康づくりセンター（ゆげんき）の業務運営	2 9
9. 三次市指定管理施設の管理運営	
三次市指定管理施設の管理運営	3 0
1 0. 福祉サービス苦情解決体制	
福祉サービス苦情処理	3 1
1 1. 日本赤十字事業への協力	
日本赤十字社事業	3 1
1 2. 共同募金事業への協力	
共同募金配分事業	3 2

<事業方針>

日本の人口は近年減少局面を迎えており、2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されています。また、団塊の世代がすべて75歳となる2025年には、75歳以上の人口が全人口の約18%となり、2040年には65歳以上の人口が全人口の約35%になると推計されています。

このような少子高齢化や単身化が進む中、新型コロナウイルス感染症の流行による人々のつながりの希薄化や生活困窮等を背景に、ひきこもり、8050問題、ヤングケアラー等、複雑化・複合化する制度の狭間の社会的課題が顕在化しています。

三次市においても、総人口、高齢者人口、及び40～64歳人口は、減少する見込みで、後期高齢者人口においては、2026年をピークとして減少傾向に転じる見込みです。一方、高齢化率は、今後も上昇していくことが見込まれており、少子高齢化や人口減少が急速に進んでいます。また、一人暮らし高齢者や高齢夫婦のみ世帯、幅広い世代での単身世帯、ひとり親家庭などの核家族の増加、8050問題など、これまで見えづらかった問題も顕在化しています。

こうした状況の中、複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制の整備を行い、社会的に孤立しがちな世帯に必要な支援を届けるため、住民と専門職、多様な主体が連携・協働して取り組むための仕組みづくりを進めていかなければなりません。

令和7年度より、地域福祉課、地域包括支援センター、障害者支援センターの相談業務を一体化し、課の垣根を越えた包括的な相談支援体制を整備していきます。

法人運営部門においては依然として厳しい財政状況にあり、事業の見直しや適正な人員配置と人材育成、経費の節減を進め、地域に寄り添った信頼される組織体制づくりと効率的な運営に、引き続き取り組んでいきます。また、中長期的な財政計画の実行により、経営基盤の強化に努めていきます。

地域福祉部門においては、『すべての人が住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域づくり』を基本理念とした第6次地域福祉活動計画をもとに活動目標に掲げた事業を地域と協働しながら取り組んでいきます。また、災害ボランティアセ

ンターの設置・運営訓練や災害時の事業継続や早期復旧を図るための事業継続計画の進行管理を定期的に行うとともに日常的なボランティアセンター機能を充実させ、地域での活動に繋げていきます。

地域包括支援・障害者支援・生活支援においては、引き続き法令に応じた総合相談支援、生活困窮者自立支援業務等を実施し、多様化・複合化する地域生活の課題解決に資する包括的な相談支援体制を整備していきます。

介護事業部門においては、課長会議や係長・管理者会議の開催等により効果的かつ効率的な事業運営及び制度改正へ対応していきます。また、各事業の取り組みの成果や検証を行い、事業の休止や廃止も含め、将来を見据えた事業展開に取り組めます。

<重点方針>

1 「三次市社協地域福祉活動計画」の推進

活動計画の基本理念である「すべての人が住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域づくり」の実現に向けて、「地域共生社会の実現に向けた地域づくり」を活動計画の取り組み目標とし、4つの重点目標の達成に向けて行動計画に取り組めます。

2 地域包括ケアシステムの構築

組織・機構の見直しによる相談・支援事業の協働による事業推進、それに伴う運営組織や人員体制の検討・協議を進め、包括的・重層的な支援体制の構築に向けて取り組んでいきます。

3 中長期的な財政の健全化

法人運営を安定的・持続的なものとなるように、指定管理施設の運営や受託金、補助金の方向性について市と協議交渉を行い、また各種制度改正や報酬改定に対応しながら、中長期的な視野で財政の健全化に取り組めます。

4 介護事業のサービスの質向上、効率的な事業運営の推進

介護事業については、引き続き感染症対策に留意し、地域から信頼されるようサービスの質の向上に努めます。また、高齢者人口の減少や介護人材が慢性的に不足する中、収支のバランスを見ながら効率的な事業運営に取り組みます。

<具体的事業計画>

1 法人運営の取り組み

地域の福祉を推進する社会福祉協議会の役割を担うため、組織体制づくりと人材づくり、財政の健全化に引き続き取り組みます。

事業	内 容	実施時期等
組織体制を強化する取り組み 【総務課】	【法人運営体制の強化】 理事会、評議員会をはじめ、必要に応じて総務部会、地域福祉部会、理事協議会を開催し協議を行い、業務推進のための業務調整会議なども継続して取り組みます。オンライン会議等も実施し、感染対策や効率化を図ります。 ① 理事会（定例） ② 評議員会（定例） ③ 監事会（定例） ④ 正副会長会議 ⑤ 総務部会・地域福祉部会 ⑥ 課長・センター長会議（運営検討会議） ⑦ 業務調整会議 ⑧ 管理者・係長会議 ⑨ 各課・各部門の担当者的会議 ⑩ 各部署で定例ミーティング 【組織機構の改善】 包括的な相談支援を行っていくため、地域にわかりやすく、信頼され、また効率的な事業運営となるよう、ワンストップ型の相談窓口の設置	①6・11・3 月 ②6・3 月 ③5・11 月 ④毎月 ⑤随時 ⑥随時 ⑦毎月 ⑧随時 ⑨定期 ⑩定期

	し、重層的支援体制整備に向けた検討を行います。 ① 課長・センター長会議（運営検討会議）	①随時
財政を健全化する取り組み 【総務課】	【財政を健全化する取り組み】 人口減少や社会環境の変化の中で、厳しい経営環境に対応した社協の財政基盤の改善と強化を引き続き進めます。 ① 介護サービス事業の検証と見直し作業、また事業の効率的な運営 ② 経費の節減、事務業務の合理化・効率化 ③ 中・長期的展望による財政健全化計画の実行 【財源を確保する取り組み】 市社協や地区社協、福祉団体事業等の活動の「見える化」を促進した情報発信を図り、募金活動等への理解の向上に努めるとともに、介護事業所においては、加算取得による財源確保に取り組めます。 ① 加算取得に向けた検討・実施 ② 広報活動の推進（広報誌、HP、SNS 等） ③ 社協会費募集の推進	①通年 ②通年 ③通年 ①通年 ②通年 ③5～9 月
役職員を育成する取り組み 【総務課】	【役職員の研修】 変化する社会情勢や社会環境に合った柔軟で迅速な法人運営や事業実施が推進できるよう、役職員の資質の向上のため、積極的な研修参加に取り組めます。 ① 県社協をはじめとする法人外研修の積極的な参加 ② 法人内研修の実施	①随時 ②随時

	③ 資格取得の推進、専門性の強化 ④ 対話を通じた職員育成 ⑤ 職員個人のスキルアップの推進	③通年 ④通年 ⑤通年
その他 【総務課】	事業経営を安定、継続して実施するために、以下のことに取り組みます。 ① 三次市との連携の強化 ② 介護人材の確保 ③ 市内の団体や法人との連携、情報交換 ④ 情報公開の適確な実施、透明性 ⑤ 法令順守の一層の強化 ⑥ 衛生委員会の開催	①～⑤通年 ⑥ 毎月



2 地域福祉事業

「第6次地域福祉活動計画」の目標である「地域共生社会の実現に向けた地域づくり」に向けて、市民や関係団体との協働により引き続き取り組みます。

事業	内容	実施時期等
生活支援体制整備事業（市受託） 【地域福祉課】	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住民主体の生活支援・介護予防サービスの事業を整備していきます。 ① 他機関と連携し、地域の実態把握・情報整理・課題分析の更新（市内19地域） ② 地域資源の見える化の取組 ③ 協議体、地域ケア会議に参画し、住民主体の活動や住民ネットワークの構築を図る。 （協議体：地域の福祉について考え、取り組みについて話し合える場） ④ 高齢者の生活を支える地域活動者の育成 ⑤ 地域住民の通いの場、地域づくりの場としての元気サロンの開設支援（現：73か所） ⑥ 住民同士が出会い、学びあうことができる多様な場や居場所づくり ⑦ 三次市地域包括ケア推進連絡会議への出席と協働	① 通年 ② 通年 ③ 通年 ④ 通年 ⑤ 80か所 ⑥ 通年 ⑦ 通年
三次市生活サポート事業（市受託） 【地域福祉課】	介護保険の要支援1・2の方の生活支援を地域住民の有償ボランティア活動で行えるよう利用調整をし、地域の相互扶助の関係づくりを推進していきます。 ① 有償のボランティア活動の調整 ② サポーター養成講座の開催	① 通年 ② 年2回

はるかぜネット事業 【地域福祉課】	利用者の家事や買い物などの生活の中の困りごとを住民の互助による有償ボランティア活動により支援し、地域の相互扶助の関係づくりを広げていきます。 ① 利用会員への有償ボランティア活動の調整 ② はるかぜ会員の新規加入促進 ③ はるかぜネットに関する情報発信 ④ 地域住民への広報活動	① 通年 ② 新規 5 人 ③ 年 2 回 ④ 通年
ふれあい・いきいきサロン事業 【地域福祉課】	地域住民（高齢者・障害者・子ども等）が気軽に交流できる場で、地域での孤立を防ぎ、住民同士で見守り・支え合う関係につながるようサロンの運営を支援します。 ① サロンへの活動助成・講師派遣（出前講座）・備品等貸出 ② 地域の居場所としてのサロン開設や運営の相談、支援 ③ サロンの状況を把握し、地域資源としての情報発信 ④ サロン交流会の開催	① 通年 ② 通年 ③ 通年 ④ 年 1 回
地区社協活動支援事業 【地域福祉課】	地区社協連合会会議にて情報交換を行い、地区社協と市社協の協働等による、地域福祉活動の推進に取り組みます。 地域の特性や課題、要望を整理し、各地域にあった地域福祉活動を支援します。 ① 地区社協連合会会議の開催による情報収集と協議 ② 地域の特性や課題に合わせた地域福祉活動の支援（企画、提案、共催等）	① 年 2 回 ① 通年

地区社協活動 助成事業 【地域福祉課】	身近な地域で福祉活動を行う地区社会地域福祉協議会の活動を支援し、地域福祉の充実と推進体制を強化していきます。 ① 地区社協活動の支援 ② 地区社協活動助成金の交付	①通年 ②年 1 回
ボランティア センター事業 【地域福祉課】	ボランティアに関する講座の開催や活動を紹介し、多くの地域住民にボランティア活動に参加してもらえるよう働きかけを行います。また、ボランティアグループの活動支援を行います。 ① ボランティアの発掘と調整 ② ボランティアに関する情報発信 (ボランティアセンター公式LINE) ③ 「夏のボランティア体験」の実施 ④ ボランティアグループへの活動助成	①通年 ②通年 ③夏休み ④年 1 回
被災者生活サ ポートボラネ ット事業 【地域福祉課】	災害時には三次市をはじめとする市内の各関係機関・団体等が協力して被災者の生活支援を行います。平時には研修会や訓練を行い、協力団体を増やしていきます。 ① 被災者生活サポートボラネット推進会議の開催 ② 被災者生活サポートボラネット研修会の開催 ③ ボランティアセンター運営模擬訓練の開催 ④ 災害対応の資機材の整備 ⑤ 災害ボランティア等研修会への職員の参加 ⑥ 災害発生した他市町災害ボランティアセンターへの職員派遣	①年 2 回 ②年 1 回 ③年 1 回 ④年 1 回 ⑤年 2 回 ⑥ 応 援 要 請 時

福祉教育活動 推進事業 【地域福祉課】	学校や地域へ向けて、福祉教育活動推進事業についての説明や情報提供、また福祉教育活動に対する企画提案などの支援をします。 地域で多世代が参加でき、お互いの理解や地域の互助活動へつながるような取り組みを関係団体と協働しながらすすめていきます。 ① 学校や地域に向け啓発活動 ② 当事者や地域活動者、地域の関係機関との連携 ③ 福祉教育活動への助成	①通年 ②通年 ③年 1 回
---------------------------------------	--	-------------------------------------

3 権利擁護などの相談と支援

近年、生活を取り巻く環境の変化で、さまざまな生活課題が発生し「不安」や「悩み事」が増えています。市社協はその相談に対応するため、法人が行う事業や関係機関が行う制度や事業・活動と連携し住民の生活支援を強化していきます。

事業	内容	実施時期等
ふれあい福祉 相談事業 【生活支援課】	地域住民の多様な生活課題について、職員が地域に出向くなど、相談しやすい体制・環境づくりを行い解決につなげる支援を行います。また一人や家族が複数の深刻な生活課題を抱える場合には、地域住民、民生委員児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体や行政などと地域における幅広い協働、連携を図り、その解決や予防に向けて取り組みます。 ① 心配ごと相談（社協職員） ② 法律相談（弁護士） ③ 介護・権利擁護相談（社協職員） ④ 認知症生活相談（社協職員） ⑤ 地域に出向く訪問相談（社協職員） ⑥ 相談窓口の広報（ケーブルテレビ・音声告知放送、社協だより、チラシ他）	① 通年 ② 年 3 回 ③ 通年 ④ 通年 ⑤ 通年 ⑥ 通年

権利擁護センターもみじ 【生活支援課】	【福祉サービス利用援助事業「かけはし」】 （県社協受託） 地域住民や関係機関に「かけはし」を広く周知し、支援が必要な方の利用を促進していきます。 利用者には「かけはし」だけでなく地域での生活全般にわたるさまざまな援助が必要なことから、他の在宅サービスや近隣互助活動へもつなぎ、金融機関や福祉・医療関係機関との連携を強化していきます。 ① 福祉サービスの利用支援の相談と調整 ② 福祉サービス利用援助事業の契約 （日常的な金銭管理、通帳・印鑑・証書等の預かり）（現：73件） ③ ケア会議の開催 ④ 地域、関係機関等への「かけはし」事業の周知・啓発、利用促進 ⑤ 生活支援員の研修参加 【法人後見事業】 病気や障害などにより判断能力の不十分な人の財産管理と身上保護について法人後見を受任し、関係機関と連携しながら課題の解決にあたり、成年後見制度の利用を支援します。また、市民後見人の活動を支援する体制を整え、市民後見人バンクの運営により市民参画による権利擁護を推進していきます。 ① 相談支援 ② 成年後見制度の申立支援と親族後見人の支	① 通年 ② 通年 ③ 通年 ④ 通年 ⑤ 通年 ① 通年 ② 通年
-----------------------------------	--	--

	援 ③ 法人後見の受任（現：38 件） ④ 契約締結審査委員会の開催 ⑤ 虐待等の相談 ⑥ 出前講座による職員派遣 ⑦ 相談会の開催（北部・中部・南部 3 カ所） ⑧ 市民後見人養成事業の研修開催（市受託） ⑨ 市民・関係者向け権利擁護講演会 ⑩ 市民後見人バンクの運営と市民後見人の受任 ⑪ 成年後見制度利用促進事業〔相談・申立支援、市長申立案件受任ほか〕（市受託） ⑫ 中核機関の設置〔広報・相談・成年後見制度利用促進・後見人等支援〕（市受託）	③ 通年 ④ 通年 ⑤ 通年 ⑥ 通年 ⑦ 年 1 回 ⑧ 年 3 回 ⑨ 年 1 回 ⑩ 通年 2 件 ⑪ 通年 ⑫ 10 月～
生活福祉資金貸付相談事業（県社協受託） 【生活支援課】	低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して、資金貸付と必要な相談を行うことにより、経済的自立や生活意欲の高揚を目的としています。失業者を対象とした総合支援資金や対象世帯へ目的に応じた資金貸付・相談を行う福祉資金・教育支援資金、不動産担保型生活資金等の相談を受けていきます。また生活困窮者自立支援制度など他法・他制度の必要な機関と連携を図り、対象者の経済的自立を促す支援を行います。 ① 総合支援資金の貸付相談 ② 福祉資金の貸付相談 ③ 教育支援資金の貸付相談 ④ 不動産担保型生活資金の貸付相談	① 通年 ② 通年 ③ 通年 ④ 通年

民生資金貸付事業（独自貸付） 【生活支援課】	生活困窮者に対する民生資金の相談貸付と債権管理や滞納分の償還督促を行います。 [貸付限度額：50,000円] [無利息]	通年
生活サポートセンター事業（生活困窮者自立相談支援事業） 【生活支援課】	【相談支援事業】 日々の生活に困りごとや不安を抱えている方に対して、ワンストップの相談窓口として相談を受け付け、課題整理を行いその解決に向けて支援します。生活困窮に至る過程には様々な要因があり、初回相談時にはすでに複合的な問題を抱えた相談者が多くあることから、相談者にあった丁寧な相談支援を行います。 ① 積極的な訪問等のアウトリーチによる相談支援 ② アセスメント・プランニングによる適切な支援と専門機関等との連携 ③ コロナ特例貸付の償還免除（猶予）者への相談支援 【住居確保給付金申請受付】 離職などにより住居を失った方、または失う恐れが高い方に対して、収入を増やす活動をするなどを条件に、一定期間家賃相当額を支給するもので、市と連携して相談及び申請のサポート、受付を行います。 ① 生活困窮者住居確保給付金の申請受付 【生活困窮者支援を通じた地域づくり】 生活困窮者の早期発見や見守りを行うための	①通年 ②通年 ③通年 通年

	関係機関とのネットワークづくりや地域の社会資源について把握します。 ① 地区民協等への参加と相談窓口の周知 ② 関係機関との連絡会議への参加 【フードバンク事業】 緊急かつ一時的に食料の確保ができなくなり生命が脅かされる恐れのある個人や世帯に対し、数日分の食料提供を行います。 ① 社会福祉協議会のフードマッチング事業との連携による食料の調達及び食料の提供 【生活困窮者自立支援法の改正への対応】 今年度は任意事業が義務化となる法改正が見込まれています。現行の事業も含め、施行後には円滑に対応にできるよう市と準備を進めます。 ① 市との定例連絡会議の開催	①通年 ②通年 通年 通年
老人介護支援センターの運営 【地域福祉課】	高齢者福祉に関する専門的な相談や情報提供などのほか、居宅介護を受ける高齢者とその介護者などと高齢者福祉事業者との連絡調整、その他援助を総合的にを行います。	通年

民生委員児童委員活動との連携 【地域福祉課】	社会福祉の増進のために活動されている民生委員児童委員と共に、地域住民の生活上の心配ごとや福祉サービスの利用についての相談など、相互連携して地域の福祉活動を推進していきます。 ① 地域福祉活動の連携 ② 三次市民生委員児童委員協議会の理事会・地区民児協議会への参加と情報交換	①通年 ②毎月
福祉・介護人材の確保・育成・定着の推進 【地域福祉課】	三次市の福祉・介護人材の確保・育成・定着に向けた取り組みを「みよし福祉・介護人材確保等総合支援協議会」において協議し、関係機関と協力して状況の把握や分析を行い、福祉・介護人材の確保に努めます。 ① みよし福祉・介護人材確保等総合支援協議会の開催 ② 職場の魅力発信・啓発活動の実施 ③ 介護サポーターの広報	①年２回 ②年１回 ③通年
社会福祉団体の支援 【地域福祉課】	地域福祉活動をすすめるために、社会福祉関係団体の福祉活動を支援します。 三次市遺族会連合会、三次市老人クラブ連合会、三次市身体障害者協会、三次市認知症の人と家族の会、県北三次難聴者・中途失聴者協会などと情報交換を図りながら活動を支援します。 ① 社会福祉団体への活動助成 ② 社会福祉団体との連絡会議の開催 ③ 社会福祉団体が開催する行事等への職員の応援派遣 ④ 社会福祉団体への情報提供	①年１回 ②年１回 ③通年 ④通年

4 福祉サービス事業

(1) 介護保険事業

介護保険事業を展開する事業所では、事業間による協働体制を維持しながら、質の高いサービス提供に努め、利用者の生活を支える持続可能な介護保険サービス事業を実施します。なお、事業所の体制変更や存続等については、市との協議を進めていくとともに、利用者や家族または地域に丁寧に説明を行います。

事業	内容	実施時期等
居宅介護支援事業 【福祉サービス課】	要介護認定を受けた方のケアプランを作成します。 利用者が在宅生活を継続できるよう介護保険サービスだけではなくあらゆるサービスを駆使し支援していきます。また、介護全般に関する地域からの相談への対応、助言や制度紹介などを行っていきます。 主任介護支援専門員を育成・配置することにより、中重度者や複雑な課題を抱えている利用者・家族への適切な支援を行い、質の高いケアマネジメントを実施します。 [実施事業所：みよし社協居宅介護支援事業所]	通年
訪問介護事業 【福祉サービス課】	在宅生活を継続するために利用者一人ひとりの生活全般について多職種と連携を図り、利用者に寄り添った適切な援助を行っていきます。 [実施事業所：ホームヘルプセンターみよし・みよし南]	通年

地域密着型通所介護事業 【福祉サービス課】	自宅での生活が継続できるよう、住み慣れた地域で少人数のアットホームな雰囲気の中、一人ひとりに合わせたサービスを馴染みの職員が提供することによる安心感や満足を得られるサービス提供を行っていきます。 〔実施事業所：デイサービスセンターふの・さくぎ・みわ・みよし〕	通年
介護老人福祉施設 【福祉サービス課】	入居者の生活を第一に考え、単調な毎日にならないよう時間の流れを大切にし、一人ひとりのこだわりや思いに寄り添い、穏やかな生活を過ごしていただけるよう介護を行っていきます。 〔実施事業所および定員〕 〔特別養護老人ホーム「江水園」：30人〕	通年
短期入所生活介護事業 【福祉サービス課】	要支援・要介護認定者の短期間入所により、本人の生活を支援していくとともに、介護者の負担軽減も図ります。入所中は一人ひとりの生活を尊重し、機能低下防止も図ります。 〔実施事業所および定員〕 〔江水園短期入所生活介護事業所：10人〕	通年
要介護認定訪問調査（市受託） 【福祉サービス課】	介護認定調査員が自宅または施設内において、要介護者等の心身の状況についての聞き取り調査を行います。 〔実施事業所：みよし社協居宅介護支援事業所、特別養護老人ホーム江水園〕	通年

(2) 障害福祉サービス

障害のある方一人ひとりが地域の一員として、自己選択と自己決定のもとに、安心して自立した生活を送ることができるよう各種の在宅福祉サービスを提供していきます。

事業	内容	実施時期等
居宅介護事業 【福祉サービス課】	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる援助を行います。 [実施事業所：ホームヘルプセンターみよし・みよし南]	通年
重度訪問介護事業 【福祉サービス課】	重度肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、並びに生活等に関する相談、助言、その他生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。 [実施事業所：ホームヘルプセンターみよし・みよし南]	通年
同行援護事業 【福祉サービス課】	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護など外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。 [実施事業所：ホームヘルプセンターみよし・みよし南]	通年

(3) その他の在宅福祉サービス

高齢者や障害児者、産前産後世帯等の生活を支援する各種事業を実施します。

事業	内 容	実施時期等
「食」の自立支援事業（市受託） 【福祉サービス課】	栄養改善が必要な方に、「食」の自立の観点から栄養バランスに配慮した調理、配食サービス（弁当）の提供と配達時の安否確認を行います。 [実施事業所：デイサービスセンターふの・さくぎ]	通年
軽度生活援助事業（市受託） 【福祉サービス課】	介護保険対象外の家事援助を必要とする在宅高齢者に日常生活の支援を行い、自立した日常生活の継続と介護予防を図ります。 自宅を訪問し、掃除、洗濯、調理、生活必需品の買物などの家事を援助します。 [実施事業所：ホームヘルプセンターみよし・みよし南]	通年
認知症高齢者生活援助事業（市受託） 【福祉サービス課】	認知症高齢者を介護している世帯で見守り援助を行い、認知症高齢者及び家族の負担を軽減します。 介護者の不在時や在宅中でも見守りができない場合の見守りを行います。 [実施事業所：ホームヘルプセンターみよし・みよし南]	通年

産前・産後ヘルパー派遣事業（市受託） 【福祉サービス課】	妊娠期または産後に、日中家事や育児の支援が必要な方のご自宅に訪問します。 利用対象：妊婦およびおおむね産後6か月未満の産婦の方、家事や育児等において支援が必要とされる方 〔実施事業所：ホームヘルプセンターみよし・みよし南〕	通年
移動支援事業（市受託） 【福祉サービス課】	肢体不自由者で外出に車椅子を必要とする方や視覚障害者、知的障害者、精神障害者で屋外での移動に著しい制限のある方を対象に外出時の支援を行います。 〔実施事業所：ホームヘルプセンターみよし・みよし南〕	通年

7 地域包括支援センター事業

三次市第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）の基本理念に従い、「高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられる、認め合い支え合うまち みよし」を達成するため、次のとおり取り組みます。

事業	内容	実施時期等
総合相談事業 【地域包括支援センター】	安心して相談できる地域の拠点として、高齢者等に関する多様な相談に応じた支援方法を検討し、適切な機関やサービス、制度の利用につなぐ等の支援を行います。また、継続支援が必要な場合はケース管理を確実にを行い、課題解決に向けて取り組みます。 ① チームアプローチによる相談支援 ・ ケースカンファレンスの定期開催 ・ 三職種やセンター連携による相談対応 ・ 関係機関との連携 ② 地域の実態把握による早期対応 ・ 民生委員児童委員協議会定例会や地域のサロン等への参加	①通年 ②通年
権利擁護事業 【地域包括支援センター】	支援者不在や認知症による判断能力の低下、家族関係の変化等、高齢者を取り巻く環境は複雑化している状況があります。住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、権利を護るための支援を行います。 ① 高齢者の虐待防止と早期発見・早期対応 ・ スキルアップに関する研修 ・ コア会議・評価会議に基づく対応とケース管理	①通年

	② 成年後見制度等の啓発・利用促進 ・リーフレット等による啓発 ・スキルアップに関する研修	②通年
包括的・継続的ケアマネジメント 【地域包括支援センター】	様々な生活課題を抱える高齢者等が、課題に応じたあらゆる社会資源を適切に活用しながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、地域包括ケアシステムの構築をめざします。 ① 地域ケア会議の機能充実 ・自立支援型個別ケア会議の開催 ・地域ケア会議・専門職の会議・個別ケア会議の開催 ・三次市地域包括ケア推進連絡会議等関係機関との連携 ② 地域包括ケア啓発活動 ・これから手帳の活用講座 ③ ケアマネジャー（介護支援専門員）の質の向上と連携・支援 ・ケアマネジャーの資質向上に関する研修 ・三次市介護支援専門員連絡協議会等関係機関との連携	①通年 ②通年 ③通年
認知症対策 【地域包括支援センター】	認知症の人ができる限り住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症地域支援推進員を中心として、関係機関や地域との連携の強化に重点を置いて認知症ケア向上の取組を推進します。 ① 認知症の啓発と認知症相談の充実 ・相談窓口の広報・啓発 ・相談内容の課題整理	①通年

	・認知症月間での取組 ② 認知症サポーターの養成と活動支援 ・認知症サポーター養成講座 ・キャラバン・メイトの活動支援 ③ 認知症カフェ（虹色サロン）の推進 ・認知症カフェの立ち上げや運営支援 ・介護者支援の充実 ④ 認知症対策連絡会議等の開催 ・関係機関との連携体制の構築 ⑤ 認知症初期集中支援チームとの連携 ・チーム員との連携体制の構築	②通年 年 400 人以上 ③通年 ④年 2 回 ⑤通年
指定介護予防 支援事業 【地域包括支 援センター】	要支援 1・2 と認定された人に対し、介護予防プランを作成します。研修会や自立支援型個別ケア会議を通して、アセスメント力やマネジメント力の向上を図り、高齢者の有する能力に応じて自立に向けた支援に努めます。また、インフォーマルサービスを含めた適切なサービスにつなぐことにより介護予防や重度化防止を図っていきます。 実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との連携を図り、公正中立に行います。 ① 自立支援に向けたケアマネジメントの強化 ・内部スキルアップ研修の開催 ・自立支援型個別ケア会議の開催 ② 地域課題や資源の抽出・整理 [実施事業所：介護予防プランセンター]	①通年 ②通年

6 障害者支援センター事業

三次市第3期障害者福祉計画（令和3年度～令和8年度）、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）の基本理念に従い、「障害のある人一人ひとりが地域の一員として尊重され、自己選択と自己決定のもとに、安心して自分らしく自立した生活を送ることのできる地域社会の実現」をめざし、次のとおり取り組みます。

事業	内 容	実施時期等
基幹相談支援センター事業 【障害者支援センター】	地域の障害者支援の中核機関として、障害者や家族からの相談対応や成年後見制度の利用支援、支援機関への指導や連携強化を行います。 ① 計画相談支援（サービス等利用計画）に関する相談・指導 ・市内相談支援事業所への協力 ② 専門機関との連携 ・多職種、多部署によるネットワークの構築 ③ 社会資源の開発 ・社会課題の把握と事業内容の充実 ④ 障害者の虐待防止、権利擁護 ⑤ 三次市障害者支援協議会及び三次市障害者支援ネットワーク連絡会議の運営 ・支援協議会、支援部会の運営 ⑥ 障害者差別解消法に関すること ・障害者差別解消法の啓発 ⑦ 地域生活支援拠点等整備事業 ・緊急時に支援が見込めない世帯の把握や、登録、地域の体制づくり	①通年 ②通年 ③通年 ④通年 ⑤通年 ⑥通年 ⑦通年

総合相談支援 【障害者支援センター】	障害や生きづらさがある人が、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を続けていくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な在宅サービス、関係機関及び制度利用につなげる等の相談支援事業を実施します。 ① 社会生活力を高めるための支援 ・ ソーシャルクラブ、ハートフルサロンの開催 ・ 障害児生活訓練事業の実施（春・夏・冬休み期間※土日・祝日・お盆・年末年始を除く） ② ピア・サポーターの育成 ・ 養成講座の開催 ・ ピア・サポート活動の支援 ③ ボランティアの活用と育成支援 ・ 障害者スポーツ大会の運営協力 ・ 園芸福祉ネットワークの活動支援 ④ 家族及び障害者等関係団体の支援 ⑤ 生活情報の提供 ・ サービスガイドブックの作成 ・ 各種相談会の開催	①通年 ②通年 ③通年 ④通年 ⑤通年
障害支援区分 認定調査 【障害者支援センター】	障害福祉サービスを利用するために本人の心身の状況を総合的に判断する認定調査を行います。	通年

相談支援事業 【障害者支援センター】	障害者やその家族から相談を受け、福祉サービスを受けるための手続き、様々な福祉サービスの情報提供や助言をし、サービス利用者に必要な支援を計画し、関係機関との調整を行います。 ① 指定特定相談支援 ② 指定障害児相談支援 [実施事業所：障害者支援センター]	①通年 ②通年
----------------------------------	--	-----------------------

7 地域生活支援事業

障害のある方が自立した日常生活と社会生活を営むことができるよう支援するサービスの実施やサービスに関わる人材を養成します。

事業	内容	実施時期等
要約筆記奉仕員・手話通訳者派遣事業（市受託） 【地域福祉課】	市内に居住する聴覚障害者等の情報保障として、要約筆記奉仕員・手話通訳者派遣の調整を行います。	通年
点字・声の広報等発行事業（市受託） 【地域福祉課】	市内に居住する視覚障害者等で希望される方へ、技術ボランティアグループと連携して、録音テープ・CDに録音した「広報みよし」「議会だより」「社協だより」や点訳した「図書館だより」などを郵送します。	通年
手話・点訳・要約筆記・朗読ボランティア養成事業（市受託） 【地域福祉課】	手話・点訳・要約筆記・朗読ボランティアを養成する講座を開催し、地域住民の暮らしを支える“支え手”を増やしていきます。 ① 手話奉仕員養成講座の開催 ② 点訳ボランティア養成講座の開催 ③ 朗読ボランティア養成講座の開催 ④ 要約筆記奉仕員養成講座の開催	①全 35 回 ②全 10 回 ③全 4 回 ④全 8 回

8 各種福祉サービス

高齢者や障害児者等の生活を支援する各種事業を実施します。

事業	内 容	実施時期等
障害者福祉事業 【地域福祉課】	障害のある方とその家族、ボランティアが行事等を通じて交流を深め、日常生活での支え合いにつなげていきます。 ① ふれあい・わいわいパーティーの開催 ② 障害のある方とその家族への支援	①年2回 ②通年
福祉用具短期貸出 【地域福祉課】	病気・ケガ・術後などにより一時的に歩行が困難になられた在宅生活を送っている方に、福祉用具（車イス）を短期間貸し出します。	通年
甲奴健康づくりセンター(ゆげんき)の業務運営（市受託） 【地域福祉課】	高齢者の介護予防および市民の健康増進と交流を目的として、施設の入館受付やトレーニング室、温水プール、浴室などの運営業務を行います。	通年

9 三次市指定管理施設の管理運営

地域の福祉活動の拠点として多様化する住民ニーズに柔軟に対応できる福祉・保健サービスの提供に努め、市民の福祉・健康づくり活動を円滑に推進します。施設が地域で機能するよう7拠点12施設の福祉関係事業に取り組み、指定管理者として住民に信頼され親しまれる施設として管理運営を行います。なお、事業計画や予算、施設修繕・存続等については、市との協議を進めていくとともに、事業の存続等の協議においては、地域に説明を丁寧に行っていきます。

事業	内容	実施時期等
三次市指定管理施設の管理運営（市受託） 【総務課】	① 吉舎保健センター ② みわ総合福祉センター ③ 作木老人福祉センター「せせらぎの里」及び作木老人デイサービスセンター ④ 布野保健福祉センター及び高齢者共同生活支援施設 布野運動公園 ⑤ 三次西健康づくりセンター及びデイサービス施設 ⑥ 特別養護老人ホーム「江水園」及び作木あんしんリビング ⑦ 三次市福祉保健センター	通年

10 福祉サービス苦情解決体制

市社協が提供する介護保険サービスや福祉サービスに対する苦情に適切に対処するため、第三者委員や苦情受付担当者を配置します。また、介護保険事業所や事務所窓口に「ふれあい箱」を設置し、市民の皆様からのご意見を受けやすい体制により、利用者からの苦情等を受付け解決していきます。また、苦情が発生しないよう、また内容によっては職員に啓発を図り、市民の信頼を深める活動を行います。

事業	内容	実施時期等
福祉サービス 苦情処理 【福祉サービス課】	① 第三者委員と苦情受付責任者・担当者の配置 ② 福祉サービス苦情処理連絡会議の開催 ③ 苦情受付担当者研修会 ④ 「ふれあい箱」の設置	① 通年 ② 随時 ③ 随時 ④ 通年

11 日本赤十字社事業への協力

日本赤十字社の行う災害救護対策等の活動を支援、三次市地区事務局活動に協力します。

事業	内容	実施時期等
日本赤十字社 事業 【総務課】	① 赤十字社員（会員）と活動資金（会費）募集 ② 火災・風水害等による罹災世帯への災害救援品の配付 ③ 各種災害等における義援金受付事務 ④ その他赤十字事業に関する講座・研修等の開催	① 通年 ② 通年 ③ 通年 ④ 通年

12 共同募金事業への協力

社会福祉団体の福祉活動に対し共同募金から配分することで、地域福祉をすすめる共同募金運動に協力します。

事業	内 容	実施時期等
共同募金配分 事業 【地域福祉課】	① 三次市共同募金委員会・分会の事務 ② 高齢者福祉活動への配分 ③ 障害児・者福祉活動への配分 ④ 児童・青少年福祉活動への配分 ⑤ 住民全般福祉活動への配分	①通年 ②年間事業 ③年間事業 ④年間事業 ⑤年間事業



このマークは、社会福祉および社会福祉協議会の「社」を図案化し、
「手を取りあって、明るい社会を建設する姿」を表現しています。

社会福祉法人 **三次市社会福祉協議会**

〒728-0013 三次市十日市東 3-14-1

代表電話 0824-63-8975

F A X 0824-62-6827

E-mail : mycity@cc.wakwak.com

<https://www.miyoshi-shakyo.com/>